

令和7年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務 企画提案説明書

1 業務の名称

令和7年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務

2 趣旨

本説明書は、「令和7年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものです。

3 業務の内容

札幌市立星友館中学校に在籍する生徒にバランスの取れた食事を300円（生徒以外の者は300円から330円の範囲で別途設定）の本人負担で弁当形式による提供を行うものです。（生徒も生徒以外の者も、提供する食事は同じものとなります。）

そのほか業務の内容等については、企画提案仕様書（別紙1。以下「仕様書」という。）を参照してください。なお、仕様書の内容は公募開始時点で想定しているものであり、一部変更となる可能性があります。

4 事業費の上限額

(1) 生徒への食事提供について

事業費の上限は1食340円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

※本人負担分の300円を加えると1食640円（消費税及び地方消費税を含む。）以内となります。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行います。

(2) 生徒以外の者への食事提供について

事業費の上限は1食310円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

※事業費と本人負担分（300円から330円の範囲で別途設定）の合計額は、1食640円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で、生徒と同額となります。

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行います。

生徒も生徒以外の者も、同じ献立での食事提供とし、事業費と本人負担額の合計は1食640円（消費税及び地方消費税を含む。）以内で同額となることにご留意ください。

5 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとします。

6 参加者の資格要件

次の資格要件をすべて満たす者とします。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。

- (2) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、又は同名簿に登録されておらず以下のいずれにも該当しない者。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

- (ア) 契約を締結する能力を有しない者
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (ウ) 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
- (エ) 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (オ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (キ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事実があった後、3年を経過しない者(ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。)

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (キ) 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行

- に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前1期の決算(当該期の会計期間が12月に満たない場合は直前2期の決算)における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者
- カ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者
- キ 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
- ク 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)に該当する者
- ケ 宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)に該当する者
- コ 特定の公職者(その候補者を含む)若しくは政党を推薦し、支持し又はこれに反対することを目的とする者

7 提出書類、提案方法等

本企画競争に参加される事業者は、企画提案説明書及び仕様書を踏まえ、以下の方法により企画提案等を行ってください。

(1) 提出書類

参加意向申出書を1部、それ以外の書類を各9部(正本1部、副本8部)作成し提出してください。

- ア 参加意向申出書(様式1)
- イ 企画提案申込書(様式2)
- ウ 会社概要(様式3)
- エ 企画提案書(様式自由、A4で片面20ページまでとする【添付資料含む】)
- オ 参考見積書(様式4)

※ 副本とは、印を押さない企画提案書等のことをいいます。

※ 参加意向申出書以外の書類は電子データでも提出してください。

(2) 提出方法及び提出先

ア 参加意向申出書(7(1) ア)

- ・ 提出数 : 1部
- ・ 提出方法: 郵送または持参による
- ・ **提出期限: 令和7年2月14日(金) 16時00分【必着】**

イ その他の書類(7(1) イ～オ)

- ・ 提出数 : 9部(正本1部、副本8部、電子データも提出)
- ・ 提出方法: 郵送または持参による
- ・ **提出期限: 令和7年2月14日(金) 16時00分【必着】**

なお、札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記(ア)～(エ)の書

類についても併せて提出すること。

(7) 登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された最新の内容のもの。

現在事項又は履歴事項全部証明書どちらでも可

(i) 市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書(契約の権限を委任しない場合は本店、委任する場合は受任者となる支店等の所在地の市区町村が発行する納税証明書。所在地が札幌市の場合は、札幌市が発行する「納税証明書(指名願)」とする。)

(u) 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の3ヵ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書(本店所在地を所管する税務署が発行する納税証明書)

(e) 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前2期分(決算期変更により12ヵ月に満たない決算期がある場合は直前3期分。設立直後で直前1期分の決算しか終えていない場合は直前1期分)について、確定している決算書(貸借対照表、損益計算書)を提出すること。

【提出先】〒060-0002

札幌市中央区北2条西2丁目

S T V北2条ビル5階

札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課 担当：関谷、安達

(3) その他

- ・ 企画提案は1事業者当たり1件とします。
- ・ 企画提案に係る一切の経費については、提案者側の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書等は返却しません。
- ・ 企画提案書等を提出した後の訂正、追加、再提出は認めません。
- ・ 参加意向申出書を提出した後に参加を取りやめる場合、取下願(様式5)を提出してください。

(4) 質疑

- ・ 本企画競争に対する質問は、要旨を簡潔にまとめ、質問書(様式6)により札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課に電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは、「令和7年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務質問書(事業者名)」とする。電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

- ・ 質問の受付期限は令和7年1月31日(金)16時00分【必着】とします。
- ・ 質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただく上で広く周知した方がよいと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表します。

(5) 企画提案の著作権等に関する事項

- ・ 企画案の著作権は各提案者に帰属します。
- ・ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用(必

要な改変を含む。)することに許諾するものとします。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとします。

- ・ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとします。
- ・ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- ・ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成 11 年条例第 41 号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合があります。

8 参加資格の審査等

参加意向申出書及び提出書類に基づき参加資格を審査し、審査結果は令和 7 年 2 月 21 日(金)までに通知するものとします。

- (1) 参加資格を満たした者には、適当な方法により通知します。
- (2) 参加資格を満たさなかった者には、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により通知します。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる「令和 7 年度札幌市立星友館中学校夜間中学給食提供業務企画競争実施委員会」(以下「委員会」という。)において、提出書類、プレゼンテーション及びヒアリングをもとに、下記「評価基準」により総合的に検討します。

(1) プレゼンテーション審査

- ・ 評価に際し、提案内容のプレゼンテーション及び委員会の委員からヒアリングを実施します(実施日は令和 7 年 2 月 28 日(金)を予定)。
- ・ 所要時間は 20 分程度です(プレゼンテーション 10 分、ヒアリング 10 分)。
- ・ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。当日の説明資料の追加及びプロジェクタ等の機器の使用は認めません。
- ・ 詳細な日程は別途お知らせします。また、プレゼンテーション及びヒアリング順序についてはこちらにて決定します。
- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの出席者は 3 名までとします。
- ・ 5 者を超える申込みがあった場合は、提出書類により 1 次審査を行います。委員の評価点が高い順から 5 者を選び、ヒアリングの対象者とし(プレゼンテーション及びヒアリングの対象者とならなかった提案者はその時点で落選となります)。1 次審査結果については令和 7 年 2 月 21 日(金)頃にすべての応募者にお知らせします。

(2) 評価の結果について

評価の結果は、後日、企画競争参加者全員に対して通知します。

(3) 参加資格の喪失

評価が確定するまで(契約候補者にあつては契約締結まで)の間において、次に掲げるいずれかに該当するときは、企画提案書類は受け付けず、若しくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとします。

- ・ 事業費の上限額を超える提案を行った場合
- ・ 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなった場合
- ・ 虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合
- ・ 不正な利益を図る目的で委員等と接触し、または利害関係を有することとなった場合

10 評価基準

- ・ 審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とします。なお、合計点数満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としません。
- ・ 合計点数が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとします。
- ・ 提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定します。

審査項目と配点	審査基準
① 企画提案全般 (20点)	・ 夜間中学在籍者のことを十分に理解し、適切な給食提供に係る提案となっているか
② 人員体制 (20点)	・ 業務を確実に履行できる人員体制となっているか
③ 献立の魅力 (20点)	・ 夜間中学在籍者にとって、魅力的な献立となるよう配慮がなされているか
④ 栄養面等に対する配慮 (10点)	・ 毎日食べるということを踏まえ、栄養面等を考慮し、適切な献立となるよう配慮がなされているか
⑤ 衛生管理について (10点)	・ 衛生面について、従業員の健康管理方法や厨房等の衛生管理体制、運搬方法など適切な対応ができているか
⑥ 注文等について (10点)	・ 注文の受付、キャンセル対応が利用しやすい方法となっているか
⑦ 集金方法 (10点)	・ 利用者の支払いやすい方法で集金できるか ・ 学校で金銭をとりまとめる必要がないなど、リスク管理に配慮がなされているか

11 契約について

札幌市は、契約候補者と協議を行い、協議が整ったときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約（以下「随意契約」という。）にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とします。

また、契約候補者との協議が不調に終わった場合は、総合点数が上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは、随意契約にて本業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とします。

なお、企画競争の性格上、当該契約にあたり、企画提案内容（参考見積内容を含む）をもって、そのまま契約するとは限りませんが、契約候補者が提案書類に記載した事

項の変更を行うことは、原則として認めません。

また、契約日は3月中旬頃を想定しており、その際に4月分の提供メニュー表の提出をお願いします。

12 その他留意事項

- (1) 本業務について、仕様書等に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、事業者が責任を持って対応すること。
- (2) 本業務の履行にあたっては、情報セキュリティ取扱注意事項（別紙2）を順守すること。
- (3) 本業務のスケジュールについては、十分に本市と協議し、変更する場合は事前の承認を得ること。
- (4) 本業務の内容に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合でも本市に対し、別途費用の請求をすることはできないものとする。ただし、本市からの仕様変更要求に係る追加費用については、別途協議を行うこと。
- (5) 本業務で作成した成果物の著作権等の権利は全て札幌市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならないものとします。また、著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (6) 本業務の履行にあたっては、本市と連携を密にして進め、質疑が生じた場合は、本市、事業者双方が協議をしてこれを処理すること。
- (7) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならないものとします。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがあります。

13 問い合わせ先

担 当 者	札幌市教育委員会生涯学習部学校給食課 関谷、安達
所 在 地	〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル5階
電 話	011-211-3833
F A X	011-211-3834
Eメール	kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp